

指宿広域市町村圏組合人事発令規程

(平成6年指宿広域市町村圏組合訓令第6号)

改正 平成18年指宿広域市町村圏組合訓令第1号

平成25年指宿広域市町村圏組合訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、職員の任用及び給料等の異動（以下「人事異動」という。）に関する用語を統一するとともに、その発令形式を定め、もって人事管理の円滑なる運営を期することを目的とする。

(準用規定)

第2条 職員の人事発令に関しては、指宿市人事発令規程（平成18年指宿市訓令第25号）を準用する。

(読替規定)

第3条 前条の規定に基づき、指宿市人事発令規程を準用する場合においては、同規程中「指宿市」とあるのは「指宿広域市町村圏組合」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合訓令第1号）

この訓令は、平成25年3月8日から施行する。